

令和6年度第8回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和7年2月19日（水）午後2時～

場所：保健福祉センター 5階 501会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 特定教育・保育施設の利用定員について（令和7年4月）

事務局：（資料に基づき説明）

委員から提出された質問書に対する事務局の説明

1、今回の定員変更（減少）の申請は3件あると思うが、変更理由はどのようなものか。

事務局：資料のとおり、定員変更している施設は幼稚園が1園で大和桜ヶ丘幼稚園、保育園が2園でモニカ保育園、下和田保育園です。それぞれ申請理由は、大和桜ヶ丘幼稚園は「園児減少のため」、モニカ保育園は「少子化、慢性的な保育士不足を鑑み補助金等の運営費の中で安定かつ堅実な運営及び設立時の教育理念に基づく保育を継続するため」、下和田保育園は「下和田保育園の定員60名の充足率は、令和2年度83%、令和3年度83%、令和4年度72%、令和5年度63%と定員を大きく割り込んでおり、運営することが赤字運営を生み出す要因となり、実践に見合った利用定員に変更したい」ということで、基本的には、入園者数の減少と一部保育士の確保が難しいという理由により利用定員を減らしたいというものです。

2、定員に対する待機児童・保留児童の考え方であるが、保育所の申込を行った際に希望する園の入所ができない場合に他園が入所できる状況（他園の案内を行ったにも関わらず他園を選択しなかった場合）は待機児童ではなく、保留児童という扱いになると思うが、希望する保育所の入所が叶わない場合、他園を案内する基準として、

I、〇〇キロ以内、〇〇分以内といった明確な基準はあるか。

II、上記Iの基準がない場合、どの程度の距離感（時間）であった場合、他園を案内する基準として妥当であると考えているか。

事務局：保育所の申込において、希望する園の入所が叶わなかった方に、定員に空きがある他園を案内す

る基準ですが、本市では自宅から2.4km以内の園を案内することとしています。

本市の入所申込では、第8希望まで園を記載していただき、就労状況などを踏まえた保育の必要性が高い方から順次内定していきます。希望する園の中で内定が出なかった際は、定員に空きがあり、先ほどの基準に該当する園をほいく課から申請者に案内し、当該園を選択されなかった場合は、待機児童ではなく保留児童になります。

3、定員変更（減少）をするという事は公定価格上の、1人あたりの単価が増額するという事になるが、本市における財務状況をお伺いしたい。本市の財務状況は比較的余裕があるのか。

事務局：市は保育所等に対して施設型給付費を支給し運営を支援しています。この施設型給付費は利用定員によって公定価格の基礎となる単価が変わり、利用定員数が多い場合、1人あたりの単価が低くなり、利用定員数が少ない場合は高くなる制度となっています。

厳しい財政状況にありますが、限りある財源の中で、適切な予算編成に取り組んでまいります。

4、大和私立幼稚園協会がほいく課長同席のもと、市長訪問を行った際に、本市における保育ニーズは保育所5割、幼稚園3割、その他2割との説明があった。

I、その根拠は何か。

II、また、そのような5対3対2の割合に対して保育所・幼稚園・その他の定員比率が比例していないのはなぜか。

III、今後、どのようにしてその比率の5対3対2に移行していく事業計画であるか。

IV、市長より新時代の子ども政策を行うにあたっては、待機児童には固執せず、イメージを払拭して柔軟な子ども政策を行っていくべきとの話があったが、こども部としては今後のこども政策をどのように進路変更し、そして職員の意識を変えていくつもりか、今回の定員変更の件に言及しつつお伺いしたい。

事務局：Iについて、本市では0歳から5歳までの未就学児の約48%が保育園に入所しており、その就園率が5年前の計画時より約5ポイント上がっています。この先も5ポイント程度上がると予測していることからおよそ5割を見込んでいます。また、同じく未就学児のうち、約3割が幼稚園に在園されており、その他が2割となります。実際の利用状況を基に、比率をご説明させていただきます。

IIについて、定員枠としては、今後の計画においても、本市の北部地域を中心に引き続き保育需要は増加し続けることが見込まれるとしていることから、適切に対応していく必要がございます。また、今後の法人の意向や地域的な偏在を踏まえるとこの数字どおりにはならないと考えております。

IIIについて、先ほどの説明のとおり、保育所の利用率は増加しており、今後も伸びていくと推定

しております。この5:3:2という比率にとらわれることなく、地域のニーズを捉えながら対応してまいります。

IVについて、現在保育所の利用調整を行っていますが、医療的ケアが必要な子ども、特別な配慮や支援が必要な子どもが増えていると認識しており、そのような子どもの特性に適した対応が必要であるとともに、1人でも多くの方が園を利用できるよう調整していかなければならないと考えており、公立園・民間園ともに、昨年以上に厳しい利用調整になると感じております。

また、本会議においては、保育の量から質への転換に関してご意見をいただいておりますので、本日の議題の所管課としましては、待機児童に固執することなく、それぞれの家庭の状況や子ども一人ひとりの特性に寄り添った丁寧な対応が必要であると考えております。

会 長：そのほか、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員：資料について、こども計画に向こう5年間の確保の見込み量がありますが、北部、中部、南部と令和7年度分の必要な量は確保できたという理解でよろしいのでしょうか。

事務局：理論値では必要な整備はできていると認識しております。しかしながら、利用調整を行う中で、地域偏在や子どもの特性によって状況が変わる可能性はございます。

委 員：資料には、令和6年9月現在とありますが、現時点で変更はないのでしょうか。

事務局：令和7年2月現在も同じです。

委 員：モニカ保育園の定員減の理由が、少子化で園児がという話があり、その後、基準は2.4kmと説明がありました。4月に開設を予定している中央林間ハート保育園とモニカ保育園の距離が950mと立地が目と鼻の先なのですが、その辺のミスマッチ感というか、反比例したことをお互いが言っているのは何故なのでしょう。

事務局：北部地域では保育ニーズがあることから、今回、中央林間ハート保育園と木下の保育園を新設します。その一方で利用定員の変更を認める園もあるのはいかがかという趣旨のご質問だと思いますが、本市としては、モニカ保育園に限らず、法人から利用定員の変更があった際には、市の保育需要と提供状況を説明したうえで、利用定員の維持をお願いしております。しかしながら、国からの自治体向けFAQでは「市町村は、利用定員の減少を認めないといった対応をとることはできない」と示されているところです。

保育所の新設と利用定員の減少における相反は、当然のご指摘であると認識しておりますが、本市の保育ニーズに加えて、法人による利用定員の減少を考慮すると、これらに応じた整備は必要

であると考えております。

委員：利用定員を減らすことにより、単価も公定価格が上がると話がありました。市は潤沢な財政状況ではないと説明がありましたが、市として利用定員を減らしたことにより、お金の動きがどのくらいあると見込んでいるのでしょうか。

事務局：子どもの人数や職員の配置状況など、条件設定が複雑なため、保育所については説明が困難です。参考として、同じく利用定員を変更している大和桜ヶ丘幼稚園については、月ごとに支払う施設型給付費は上がっており、本市の支出負担も増加します。

委員：それについての意見ですが、国が出している公定価格の単価表があり、基本単価は変わりません。職員の勤続年数にもよって変わる項目もあるとは思いますが、そこは縦割りを解消してでも担当課がしっかり試算し、ある程度、具体的な費用を示したうえで、法人には利用定員の維持をしてもらう必要があると思います。事業者から言われたからで済む財政状況ではないと思いますし、金額もかかっています。その一方で、昨年度の決算を見ると保育園2園作るのに、1,500万円の費用をかけているわけですから、言われるがままではなく、財政状況が厳しいなら厳しいなりの対応をとっていただきたいと思います。

委員：説明を聞いていると、子どもファーストではないと感じます。発達の緩やかな子どもが増えている中で、保護者が希望する園に入所できない子どもたちが増えている、では、その子どもたちがどこで生活して基盤が安定するのか、そこが弱いと思います。全国的にそのような傾向なのか、大和市だけなのか、神奈川県なのかわかりませんが、未就学児から小学生、中学生、高校生への成長を見ていくと、この時期にどのような教育・保育をするのか大人達が考えることが重要です。箱はあるけれども、大人が専門性を持って子どもを教育・保育できているのかどうか分かりません。今回2園の新設について、予算や具体的な利用定員はわかりましたが、発達の緩やかな子どもたちを含めた必要な保育を考えていただき、子どもたちが安心して生活する場を作っていただきたいと思います。もしかしたら、モニカ保育園を希望する親もいたかもしれない。配慮が必要な子どもの受け入れが難しいとき、その子どもたちがどこに行けばよいのでしょうか。定員を減らしたときに、すでに施設にいる子どもたちはどうなるのでしょうか。このように時間をいただいて話をする機会があるので、利用定員の数だけでなく深掘りした話がしたいです。各専門の方が来ているので、議題に対して深掘りして聞けるとこの会議の意味が出てくると個人的に感じています。

会長：子どもファーストは、なかなか難しく、先ほども配慮が必要な子どもの保育所の利用調整は厳しい状況であるという説明がありました。配慮が必要な子どもは継続的な支援が必要です。そ

のようなときに保育園一つひとつに見学に行くことができ、保育園の先生の意見も聞いたうえで、マッチングできる仕組みがあるとよいと思います。医療現場がどのような状況かはわかりませんが、配慮が必要な子どもに対して、こども部としてはどのように対応されていますでしょうか。

事務局：子どもの発達の特徴は2〜3歳頃から見られることが多くありますが、発達の特徴が見られたことにより既に在園している子どもが退園となるようなことはありません。

保育園に配慮が必要な児童がいるとき、支援児童として、当該児童が在園している園に金銭的な支援を行う市の単独事業があります。その後、状態が重度になると「加配」対応となり、通常の保育士配置基準とは別に、3対1加配（その子と同等の配慮が必要な子ども3人に対して保育士1人をつける対応）や、状態に応じて1対1加配となり、民間園については加配する保育士の数に応じて給付があります。

ただし、配慮が必要な子どもが保育園に入所するとなると、すでに加配保育士が確保できている民間園や公立園で対応することが多くなります。これまでの説明のとおり、公立園ではそのような配慮が必要な子どもはすでに非常に多い状態にあり、利用調整においては、そこが課題であると感じております。

事務局：保育園の中で集団生活することと、療育的な指導をしていくことは、そもそも目的が違うので別の話になります。本日の議題である、保育園の中での集団生活を前提に考えますと、すすく子育て課では「巡回相談」という事業があり、保育園側からの要望を受けて訪問し、保育士がどのような関わり方をするとうまくできるのかという支援方法を助言させていただきます。

また、本市の場合、重度の子どもは、第一松風園という児童発達支援センターがあり、そこは、基本的に毎日通う施設になります。そこまで至らない子どもは、保育園以外に週に1回か2回、児童発達支援というものに定期的に通い、療育的な指導を受けて、そこで受けたものを保育園に上手くフィードバックできているところもあると思います。基本的に保育園に通っているお子さんは、保育園にプラスしてそのようなところの療育を受けながら支援していければと考えております。

委員：今、松風園の話がありましたが、民間園で1対1加配をしている児童はどのくらいいるのでしょうか。民間園で1対1加配をしなければいけない子どもがいるのですか。

事務局：具体的な人数などは持ち合わせておりませんが、1対1加配を行っている園はございます。

委員：医療行為などがあると1対1加配でないといけませんし、学校に上がるまでその子どもに対しての生活のリズムや関わりが適切な環境であれば、学校に行かなくなるケースも少なくなります。

す。そのような負担を抱えている子どもたちは、サポートがないと馴染むこともできないので、保護者も様々な場所を調べ、施設を併用されていますが、苦勞されていると感じています。

委員：2号認定について、北部で利用定員が減員する保育園と新設する保育園がありますが、北部もしくは全体において3～5歳の2号認定の待機児童や保留児童はどのくらいいるのでしょうか。学年ごとにわかるのであれば知りたいです。大和市は、ひと学年で約2,000人の子どもがいますが、幼稚園の新2号認定でお預かりできる子どもも、もしかしたら待機児童や保留児童の中に入っているのではないかと思います。無償化の中には新2号認定という制度もあり、保護者も選択肢の一つとして広がるので、その案内はされているのか知りたいです。

事務局：学年ごとの待機児童や保留児童の資料は持ち合わせておりませんので、事務局を通じて、例えば、議事録等でお答えするなどお時間をいただければと思います。また、次年度の待機児童や保留児童の人数についても、現在、二次申込の利用調整中でございますので、どこか定点で切って委員の皆様にご回答させていただきます。※保留児童数は下記のとおり。

※保留児童数（令和7年2月時点）

3歳：63人（29人）、4歳：28人（15人）、5歳：12人（7人） ※（ ）内は北部の人数

また、新2号認定の案内についてですが、入所申込の際に、保護者に対し保育所とともに幼稚園や認可外保育施設、新2号認定制度を案内しておりますが、保育を希望されている2号認定の方には基本的に保育園を案内しております。加えて、本市は送迎ステーション事業により、標準的な保育時間を確保しつつ幼稚園が利用できますので、そのような制度を案内しております。しかしながら、幼稚園や新2号認定制度の周知が不足しているのではないかと幼稚園協会からご意見をいただいているところです。

また、入所申込に対して幼稚園を案内し、そのうち幼稚園に入所を決められた方が何割いるのかという統計資料は持ち合わせておりませんが、保護者の選択肢の一つとなるよう案内はさせていただいております。

委員：私はそれは違うと思っています。まず、幼稚園か保育園かというより、保育園から幼稚園に転園する子どもの数字が読み取れていないのではないですか。

事務局：保育園から幼稚園に転園する人数は持ち合わせておりませんが、小規模保育事業所を卒園後に選択された施設についての人数は把握しており、幼稚園や保育園、もしくは送迎ステーションの活用など、施設ごとに統計をとっております。転園の実例としては、認定こども園における幼稚園部分の子どもが保育園部分に移るというケースは時折ありますが、保育園から幼稚園、ま

たは、幼稚園から保育園というケースはあまりないと認識しています。

委員：私の園の例では、入園してくる園児は、殆ど0歳から2歳は保育園に行っていた子ばかりです。しかも、そのためにこのような調査をしているわけではないですか。その数字があまり読み取れていないのではというのが率直な感想です。待機児童ゼロを追うが故に、そこにばかりフォーカスしていて、必要なマーケティングの情報を読み取れていないと正直感じています。だから、保育の質等のところにも言及できないですし、いけないのかというのが大和市のこども政策の現状かと個人的には思っています。

委員：幼稚園に入園する子どもが減少している中で、幼稚園付近に保育園が新設されると2号認定の枠を増やさないといけないのではと感じています。今回の新設園の2号認定にあたる部分は87人ですが、保育ニーズを捉えて、保育園がつくられると、教育部分に入ってくる可能性がある子どもも保育園の方に流れてしまいます。幼稚園も認定こども園も預かり保育を充実させながら保育園の受け皿の一つになれるように進めている中で、多くの保育園が新設されると、2号認定の見込み量に対して、一体どのくらいの受け皿を作ったのか疑問に思います。

委員：中央林間ハート保育園はスクルドエンジェル保育園の真横に開設することになりますが、独占禁止法に抵触しないのでしょうか。

事務局：中央林間ハート保育園の場所は調整区域になりますが、建設にあたっての法的手続き等を行なっております。独占禁止法についてのご質問の意図としては、スクルドエンジェル保育園側からすると隣接して整備するのはいかがなものかということでしょうか。保育園の整備に際しては、風営法等の法律による制限もありますが、当該エリアに関しては問題ないことを確認しており、当然ながら中央林間ハート保育園から、隣接するスクルドエンジェル保育園に対する近隣説明は行われております。

また、中央林間ハート保育園は、配慮を必要とする子どもへの支援のため、今後療育部分を充実させ、将来的にスクルドエンジェル保育園とも連携したい意向があり、本市としても、そのようなところを重視し、整備の補助対象として採択したものです。

委員：補足になりますが、実は、私の園の園児募集の日に市から監査が来まして、そのことを顧問弁護士に相談したら、それは独占禁止法に抵触している可能性があるという話をもらったことがあります。以前のほいく課長のときの話にはなりますが、そのようなこともあり、「知らなかった」は法律の世界に通用しませんので、しっかりそこは確認すべきだと思います。監査についても先日報告があったように、全園に行けていないのが現状です。保育の質は、皆さん思われているところですので、園が多くて人が足りないから行けませんでしたというのは通じません。確

実にやるために、しっかりその辺りを理解していただいて、法律にも抵触しないようお願いしたいと思います。

委員：利用定員から話がずれてしまいますが、モニカ保育園は、定員を減らす理由に少子化だけでなく保育士不足という話がありました。これは、他の2園ではなかった理由なので、本市の保育士不足の現状について、データがありましたら、何かの機会に見せていただきたいと思います。先ほどの発達の緩やかな子どもたちの保育の受け入れの際には加配の職員が必要であるというところでも、加配で配置できる保育者が本市の中でどの程度見込みがあるのかも気になります。また、最近、文部科学省とこども家庭庁で、養成校を出る新卒の学生達に保育者の魅力を伝えて就労を促すことについての取組なども始まっているところです。保育者の確保について、こちらの市でどのような課題があるのか、保育の質の向上のところでは、保育者は重要な資源ですので、現状どういった状況であるのか教えていただければ、そのような問題についても議論していけるのではと思いました。

会長：今回の議題は利用定員についてでしたが、その原因となる一つの要因として保育士不足があるのではというご意見をいただきました。園を増やすのも良いが、きちんと全園を巡回できていないのではないかという話もありましたので、そこを踏まえた対応をお願いしたいと思います。

4. その他

事務局：次回会議について、ご案内いたします。次回会議は令和7年5月28日（水）14：00から、場所は保健福祉センター5階501会議室を予定しております。また、令和7年度は全5回の会議を予定しております。会議室の確保の都合上、変更がある場合には改めてご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

5. 閉会